令和８年（フ）第１２０７号
東京都調布市深大寺東町１丁目18番地46深大寺ハイツⅡ101
債務者　大山さやか
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２１０号
東京都小金井市前原町２丁目21番17号
債務者　小林明日香
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０９号
金沢市三馬１丁目402番地２、従前の住所神奈川県横浜市保土ケ谷区川辺町２番地８　郵政保土ケ谷宿舎505号
債務者　本郷　季里
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６６号
石川県金沢市諸江町28番１号　県営住宅１棟８号
債務者　ヨウ　ノリヨこと姚　典妤（ＹＡＯ　ＤＩＡＮＹＵ）
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６８号
石川県金沢市忠縄町144番地１　介護老人保健施設　老健ホームいしかわ、住民票上の住所金沢市神宮寺１丁目１番７号
債務者　石川　　良
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２７２号
金沢市増泉５丁目10番16―２号
債務者　渡邉　清美
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４０号
福井県敦賀市公文名22号11番地の９
債務者　奥村　梓織
1　決定年月日時　令和８年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
福井地方裁判所敦賀支部

令和８年（フ）第９３１号
大阪府羽曳野市高鷲10丁目18番２号
債務者　北川　常雄
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１８４号
兵庫県伊丹市池尻６丁目88番地１　池尻６丁目テラスハウスＡ―２号
債務者　渡邉　千絵
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１９４号
兵庫県伊丹市若菱町１丁目23番地
債務者　井原ワカヨ
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第２４号
徳島県三好郡東みよし町昼間750番地１　アナザースカイ昼間Ｂ203号室
債務者　古家　丈道
1　決定年月日時　令和８年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
徳島地方裁判所美馬支部

令和８年（フ）第２４３号
福島県郡山市安積町日出山字一本松208番地の３　日出山第３レジデンス204号
債務者　鈴木　　光
1　決定年月日時　令和８年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第３５７号
沖縄県那覇市字天久866番地　タカダ天久マンションＡ―205
債務者　千田　奈々
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第７７８号
京都市伏見区久我石原町３番地49　アップスウェイ久我102号
債務者　原田　直樹
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７９９号
京都市西京区下津林北浦町10番地の９
債務者　中島　　淳
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８２６号
京都府京田辺市興戸東垣内13番地３
債務者　榊原　浅加
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９５０号
京都市右京区山ノ内瀬戸畑町34番地４　フレグランスセト　102
債務者　清水　　偉
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係